

各 位

平成19年6月28日

会 社 名 ホウライ株式会社
(JASDAQ・コード番号: 9679)
代 表 者 代表取締役社長 中尾 秀光
問い合わせ先 常務取締役総合企画部長兼経理部担当
大河内 英教
T E L 03-3546-2921

「西那須野カントリー倶楽部入会保証金に関するお知らせ」

当社が経営する西那須野カントリー倶楽部の入会保証金は、来る平成20年5月25日に開場後15年の据置期間満了を迎えますが、本件に関しましては、平成19年6月28日開催の取締役会で下記の通り対応することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1、経緯

- (1) 当社は、平成18年9月期には、損益構造改革の推進により前期に引き続き経常利益段階までの増収増益を果たしました。ゴルフ事業部門につきましても、年間来場者数の増加、経費圧縮及び固定資産の減損処理による減価償却負担の軽減等により、営業利益段階での黒字化を果たしました。
- (2) また、平成17年8月にゴルフ入会保証金の据置期間満了を迎えましたホウライカントリー倶楽部の対応につきましても、当社の提案に大多数の会員の皆様の同意をいただき略完了いたしました。
- (3) 以上の背景も踏まえ、今回の西那須野カントリー倶楽部の入会保証金の対応につきましては、ホウライカントリー倶楽部の場合との比較感、据置期間満了となる金額が相当多額であること、各種人気ランキングで高い評価をいただいている当ゴルフ倶楽部の存続、会員の皆様のプレー権・財産権の保護と公平性の維持等、いろいろな角度から検討を重ねてまいりました。その結果、次のような対応を、理事会の承認も得て、取締役会で決議いたしました。

2、対応の概要

基本的なスキームはホウライカントリー倶楽部の場合と略同様であり、その概要は下記の通りです。

- (1) 一部返還・・・・・・・・①満期保証金総額の1割強
②券面金額が高くなるにつれ返還額増加
③自己資金充当
- (2) 高額券面の分割・・・・・・・・①一口あたり金額格差大幅縮小及び券面種類大幅減少
②マーケットオープン化により換金性の向上
③口数増加極力抑制のうえグレード維持
- (3) 残額据置期間・・・・・・・・略12年延長
- (4) 会員宛依頼書発送日・・・・平成19年6月28日

会員の皆様には、早期に同意をいただけますよう、誠意をもって対応してまいります。
なお、本件に伴う「平成19年9月期業績予想」(平成19年5月24日付中間決算短信にて公表)の修正はありません。

以 上